

飲酒運転はもちろん…

車を貸する
飲ませる
同乗する
のも



飲酒運転の代償

【酒酔い運転】（アルコールの影響で正常な運転が出来ない状態）

行政処分 35点（免許取消：欠格期間3年）

刑事処罰

- 運転者：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 車両の提供者：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



【酒気帯び運転】

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満

基礎点数 13点（免許停止90日）

- 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

基礎点数 25点（免許取消：欠格期間2年）

刑事処罰

- 運転者：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 車両の提供者：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



運転者本人はもちろん、車を提供した人、酒を飲ませた人、同乗した人も全員処罰されるんだ！

また、飲酒運転で交通事故を起こし、危険運転致死傷罪（自動車運転行為処罰法第2条）が適用された場合、

人を負傷させた場合15年以下の拘禁刑・人を死亡させた場合1年以上の有期拘禁刑で処罰されるぞ！

Check!



福島県交通対策協議会・福島県警察本部